

一般社団法人医療トレーサビリティ推進協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人医療トレーサビリティ推進協議会と称する。
英語名称は **Japan Medical Traceability Promotion Council** と表記し、
略称は医ト協と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本における医療分野のトレーサビリティを確立することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 医療トレーサビリティ情報管理プラットフォーム（クラウド）の構築・運営事業
- (2) 医薬品、医療機器等の標準マスター整備と普及事業
- (3) 医療トレーサビリティを推進する事業
- (4) その他前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する企業、団体

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の事業を賛助・後援する企業、団体

2 会員となるためには、当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、当法人が別に定めるところにより、年会費を支払わなければならない。

(退社)

第7条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。但し、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 会員としての義務に違反したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 法人が解散したとき
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

(議決権)

第14条 社員総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過および結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に記名押印する。

第4章 理事および理事会

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(理事の員数)

第18条 当法人の理事は5名以上15名以内とする。

(理事の選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第21条 理事は、社員総会の決議により解任することができる。

(代表理事)

第22条 当法人は、理事の互選によって代表理事を1名置く。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の職務)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の流れおよび結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に署名もしくは記名押印する。

(理事の報酬等)

第28条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 監事

(職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(員数)

第30条 当法人の監事は1名以上3名以内とする。

(選任)

第31条 監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第32条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 監事は、社員総会の決議により解任することができる。但し、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(監事の報酬等)

第34条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告および決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその付属明細書
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその付属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第37条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(事業計画及び予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第39条 当法人が実施する活動において、創出又は提供される知的財産権の取扱いについては、別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。